

互助会だより



「愛媛マラソン」松山市

2024年
(令和6年)

1月号

第137号

- ◆年頭のごあいさつ 2
- ◆お知らせ 3
- ◆知っておきたい!退職後の互助会事業(退職者医療給付事業) .. 4~5
- ◆知っておきたい!退職後の互助会事業(厚生事業) 6~7
- ◆共済グループ保険等の募集結果 8

年頭の ごあいさつ



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長 加藤 章



新年あけまして
おめでと〜ございませす

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい令和6年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から本会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昭和57年2月に財団法人愛媛県市町村職員互助会として発足した本会は、平成25年に一般財団法人に移行し、会員の皆様の互助制度の組織として、公共の福祉及び会員の皆様方の福利厚生の上上に寄与すべく逐次事業内容の充実を図り、皆様方のご協力をいただきながら事業の推進に努めております。

被用者保険の適用拡大により、令和4年10月、地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員5千300人余の皆様が互助会の現職会員となられ、現在の現職会員数は約2

万3千人となっております。

本会を構成する会員の皆様の大幅な増加は、掛金・負担金収入や給付金等の支出に大きな影響を及ぼすため、互助会事業の運営につきましては、これら収支の動向に注視し、長期的に安定したものとなるよう、事業内容の見直しも含め適切に対応してまいりたいと考えております。

引き続き公共の福祉の上上に寄与するとともに、会員とご家族の皆様方の福利厚生を推進・向上のため、役職員一同、努力を尽くしてまいりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。



賀正



- 〔会長〕 加藤 章（東温市長）
- 〔副会長〕 武智 邦典（伊予市長）
- 〔副会長〕 高橋 靖（新居浜市職員）
- 〔理事〕 石川 勝行（新居浜市長）
- 〔理事〕 西尾 祥之（宇和島市職員）
- 〔理事〕 柿原 稔広（西予市職員）
- 〔監事〕 河野 忠康（久万高原町長）
- 〔監事〕 喜井 辰弘（四国中央市職員）
- 〔評議員〕 篠原 実（四国中央市長）
- 〔評議員〕 大城 一郎（八幡浜市長）
- 〔評議員〕 坂本 浩（松野町長）
- 〔評議員〕 井関 文彦（松山市職員）
- 〔評議員〕 久保 竜児（伊予市職員）
- 〔評議員〕 酒井 英生（砥部町職員）
- 〔評議員〕 野田 裕久（愛媛大学法文学部教授）
- 〔評議員〕 森賀 俊二（元新居浜市職員）
- 〔評議員〕 井手 克彦（愛媛県市町村職員年金者連盟会長）
- 〔評議員〕 曾根 哲也（愛媛県市町村職員共済組合事務局長）

外職員一同

給付金等についてのお知らせ

●退職者医療給付事業に係る被扶養者の取扱いについて

今年度の本誌（第135・136号）においてお知らせをしています。が、退職会員・配偶者特別会員及びその被扶養者（70歳未満）を対象として請求に基づき給付をしている退職医療給付金につきましては、令和6年4月1日以後に退職をして退職会員等の資格を取得される方から、退職会員等（本人）の給付だけとなり、被扶養者は対象外となります。当該事項につきましては、今後も本誌等で周知してまいりますので、ご留意ください。

なお、退職者医療給付事業に係る内容につきましては、次ページ及び本会ホームページ（<http://www.ehimectv.jp/>）を参照ください。

●ご退職者様へのお願い

退会記念給付金(旅行クーポン券)について

年度末は退職者及び資格取得者が特に多いことから、これらの確認作業等に時間を要するため、給付金等

の請求をいただいておりますので、一定の日数をいただいております。退職される方の中には、退会記念給付金（旅行クーポン券）を利用して、退職後の旅行を計画される方もいらっしゃると思いますが、当該給付金につきましては6月末以降、順次支給となる予定であることを前提にご計画いただきますようお願い申し上げます。また、退職後に引越される予定の方は、各種申請書に旧住所及び新住所（引越し予定日）を記入いただき、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

可能な限り速やかな給付となるよう努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和6年10月～
(予定)

●互助会への払込み について振込手数料を ご負担いただきます

本会では現在、取引金融機関の一部において、本会からの会員の皆様などへの払込み及び会員の皆様から本会への払込み（本会指定の振込用紙を金融機関の窓口で使用した場合）について、振込手数料が不要と

なっていますが、一部の取引金融機関において本年10月以降、振込手数料の負担が生じる予定となっております。当該費用負担は、会員の皆様から本会への払込みに際し、振込手数料のご負担をお願いすることとなるだけでなく、本会における事務費等の支出にも大きな影響を及ぼすため、今後の動向を注視してまいります。

なお、当該振込手数料の負担に係る取扱い等については、今後詳細を決めていくこととなりますが、開始時期や手数料額などが判明次第、逐次お知らせしていきますのでご理解いただけますようお願いいたします。

●被扶養者の収入の取扱いについて

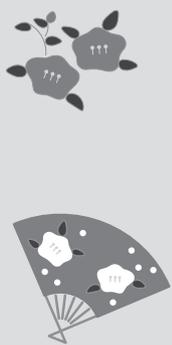
本会における被扶養者の取扱いにつきましては、愛媛県市町村職員共済組合等医療保険者の取扱いに準じており、昨年9月27日に全世代型社会保障構築本部において決定された「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者の収入（130万円（の壁）に係る取扱いにつきましては、共済組合等の取扱いに準じるものとしております。当該取扱いの詳細につきましては、愛媛県市町村職員共済組合ホームページに掲載されて

います「共済だより1月号（Vol. 328）」を参照ください。

●退職者に係る互助会事業の パンフレットについて

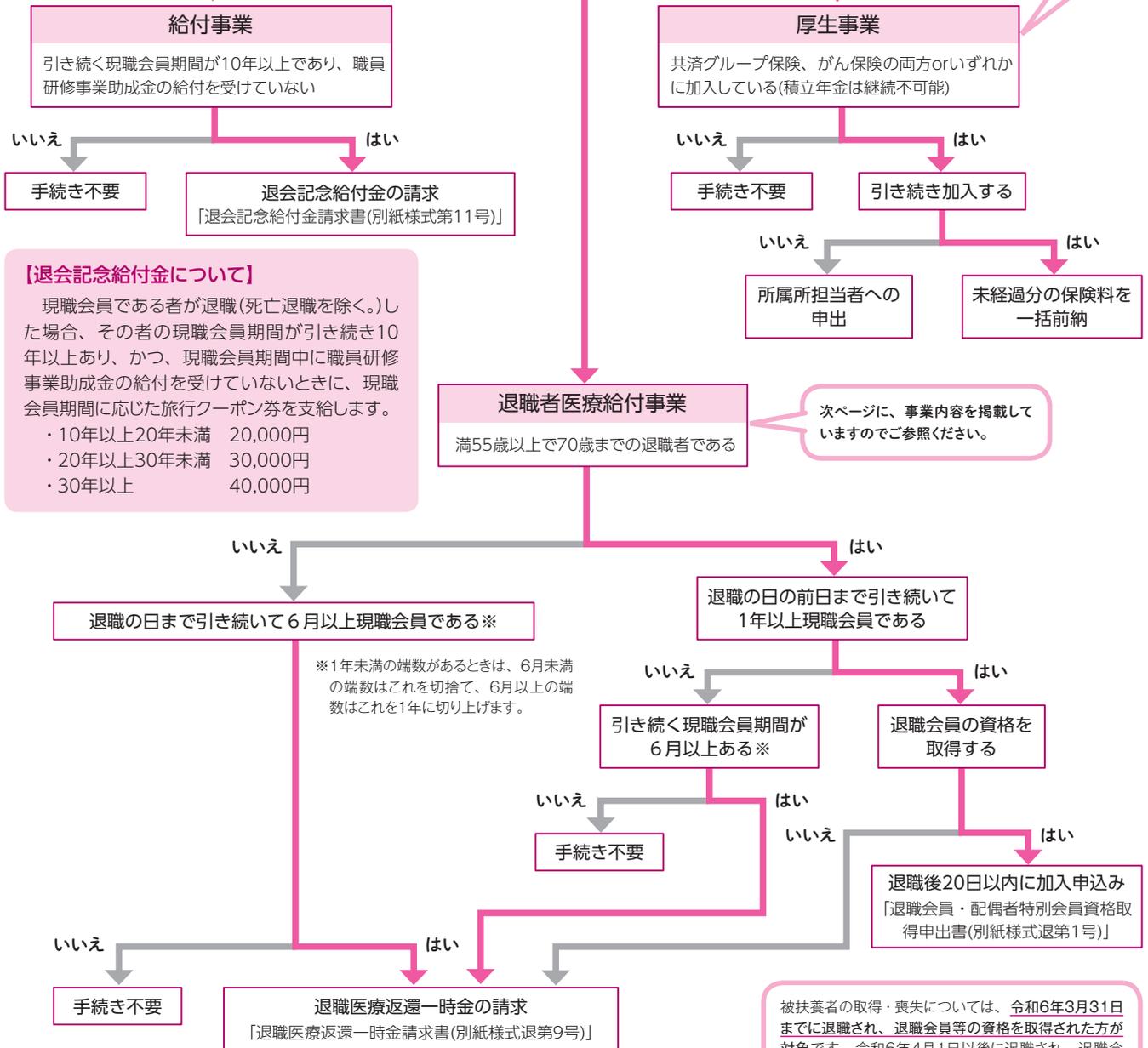
例年、愛媛県市町村職員共済組合と共同で退職される方を対象とした冊子を作成していますが、今年度は互助会事業の手續きに特化したパンフレットを作成して、所属所の庁内LAN等をご活用いただき会員の皆様にお知らせすることとしました。なお、当該パンフレットは本会ホームページ（<http://www.ehimectv.jp/>）にも掲載しておりますので、ぜひご参考にさせていただきます。

給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますので、ご了承ください。



退職

6・7ページに、事業内容を掲載していますのでご参照ください。



【退会記念給付金について】

現職会員である者が退職(死亡退職を除く。)した場合、その者の現職会員期間が引き続き10年以上あり、かつ、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていないときに、現職会員期間に応じた旅行クーポン券を支給します。

- ・ 10年以上20年未満 20,000円
- ・ 20年以上30年未満 30,000円
- ・ 30年以上 40,000円

【退職医療返還一時金について】

現職会員が退職又は死亡した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格取得要件は満たしているが退職会員等となることを希望しなかったとき、次の①～③に掲げる金額の合算額を給付します。

- ①平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数1年につき5,000円を乗じた額
- ②平成18年4月1日から令和4年3月31日までの現職会員であった期間の年数1年につき2,000円を乗じた額
- ③令和4年4月1日以後の現職会員であった期間の年数1年につき1,000円を乗じた額

<例：昭和57年4月1日に会員の資格を取得した者が令和5年12月31日に退職した場合>

- ①5,000円×11年=55,000円
- ②2,000円×16年=32,000円
- ③1,000円×2年=2,000円

退職医療返還一時金の額①+②+③=89,000円

【退職者医療給付事業】

退職会員及び配偶者特別会員が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき8,000円(基礎控除額)を超えるとき、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

退職会員等になることを希望する場合は、退職後20日以内に加入の申出をし、一時拠出金の払込み(算定式は次ページを参照)をしていただくことになります。

退職者医療給付事業

●一時拠出金の算定式

(昭和61年4月1日までに現職会員である者が、令和5年12月31日に60歳で退職した場合)

一時拠出金の算定	一時拠出金 (A)	算定基礎となる標準報酬月額	$\times \frac{1.5}{1,000} \times 15 \text{ 月} = 6,750 \text{ 円}$ (360月-平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金 (B)	300,000円*	$\times \frac{1.0}{1,000} \times 198 \text{ 月} = 59,400 \text{ 円}$ (平成18年4月分~令和4年9月分までの掛金払込月数)
	一時拠出金 (C)	※算定基礎となる標準報酬月額は、退職月の掛金の標準となった標準報酬月額又は現職会員の平均標準報酬月額(注)のいずれか少ない金額	$\times \frac{1.025}{1,000} \times 15 \text{ 月} = 4,612 \text{ 円}$ (令和4年10月分以後の掛金払込月数)
	控除額 (D)	5,000円 × 0年 = 0円	(満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)
	退職給別金 (E)	(5,000円 × 6年) + (8,000円 × 3年) = 54,000円	(平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職給別金を差し引きます。)
	一時拠出金払込額 (A+B+C-D-E)	(A) 6,750円 + (B) 59,400円 + (C) 4,612円 - (D) 0円 - (E) 54,000円 = 16,762円	

(注)平均標準報酬月額は年度によって変わる場合があります。

●1件の取扱い等

区分	取扱い
1	診療を受けた医療保険制度ごとに1件 医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件
2	診療を受けた月ごとに1件 月の初日から末日までの診療についての1か月を1件
3	診療を受けた医療機関ごとに1件 同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件
4	入院と外来の場合は、それぞれ1件 同じ月に同じ医療機関で入院と外来による診療を受けた場合は、入院、外来ごとにそれぞれ1件
5	医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件 同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋による保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件

(給付対象外)

- ・室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)
- ・入院時における食事療養標準負担額
- ・受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

●1件当たりの医療費に係る給付例

〈高額療養費の自己負担限度額が57,600円に該当する者で、直近12か月の高額療養費該当回数が1~3回の場合〉

医療費自己負担額	給付例	自己負担額
57,600円	共済組合から高額療養費が支給される 国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給される	
25,000円	共済組合から附加給付等が支給される 57,600円-25,000円 =32,600円 互助会から退職医療給付金を支給 57,600円-8,000円 =49,600円	
8,000円	互助会から退職医療給付金を支給 25,000円-8,000円 =17,000円 自己負担(8,000円)	自己負担(8,000円)

現職会員のときは、請求をしなくても自己負担額控除(13,000円)後の金額が自動的に「医療補助金」として支給(100円未満切捨て)されていましたが、退職会員等になられたら「退職医療給付金請求書」に領収書等を添付して、ご自分で請求する必要があります。



被扶養者の取得・喪失については、令和6年3月31日までに退職され、退職会員等の資格を取得された方が対象です。令和6年4月1日以後に退職され、退職会員等の資格を取得された方は対象外です。

退職会員となった後の届出事項

- 転居等をした場合や加入する健康保険が変更となった場合など、必要に応じて「退職会員・配偶者特別会員被扶養者異動報告書」をご提出ください。
- 新たに被扶養者の認定要件を備える者が生じた場合又は認定要件を欠くことになった場合は、「退職会員・配偶者特別会員被扶養者申告書」により遅滞なく互助会に届出してください。認定を受ける場合は、扶養の事実が生じた日から30日以内に届出してください。30日以内に届出がされない場合は、互助会が受理した日から認定の効力を生じることになります。取消の場合は、原則、取消の事実が生じた日に遡りして取消となります。
- 現職会員になった場合や脱退・死亡した場合は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療脱退一時金請求書」又は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療死亡弔慰金請求書」をご提出ください。

【参考】60歳以上70歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき(現職会員になったときを含む。)は、死亡日(又は脱退日)の翌日から70歳に達するまでの年数1年(1年未満切捨て)につき10,000円を支給します。

なお、資格取得申出をした55歳以上60歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき(現職会員になったときを含む。)は、一時拠出金相当額などを給付します。

- ※収入の確認ができる書類など、書類の添付が必要な場合があります。 ※添付書類などの保険者番号、被保険者記号番号はマスキングしてください。
- ※報告書や請求書は互助会ホームページに掲載しています。また、ご連絡いただきましたら送付することも可能ですので、互助会までお問い合わせください。
- ※請求書の書き方など請求方法については、退職者に係る互助会事業のパンフレットや加入後に送付される「退職者医療給付事業のしおり」、互助会ホームページでご確認ください。

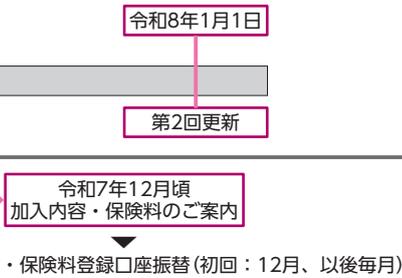
給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますので、ご了承ください。

の互助会事業 (令和6年1月1日現在)



○退職後の共済グループ保険の取扱い及び令和6年8月案内時に選択することになるコース等一覧表(概要)

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納した者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入できます。次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・250万円コース ・100万円コース	<ul style="list-style-type: none"> ●退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を經由して一括払込みとなります。一括払込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。(団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン) ●退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料314円/月(消費税10%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月)(団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン)
団体定期保険プラス	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	満80歳6か月まで継続加入できます。次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 (組合員) ・500万円コース・250万円コース ・150万円コース・100万円コース (配偶者) ・400万円コース・200万円コース ・150万円コース・100万円コース	
医療保障保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	退職した年の翌年から退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	
医療費支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	退職した年の翌年から退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
重病克服支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	退職した年の翌年から退職時の加入内容で、満71歳6か月まで継続加入できます。	
傷害補償プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	退職した年の翌年から退職時の加入内容で、満80歳6か月まで継続加入できます。	
療養給付プラン 長期療養給付プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した時点で、脱退の扱いとなり、継続加入はできません。			



- (注1) 保険料の登録口座振替時には、手数料314円(消費税10%を含む。)を合わせて振り替えます。
- (注2) 複数の制度を継続された場合も手数料は変わりません。
- (注3) 登録口座振替ができない月が2か月続くと脱退扱いになりますので、ご注意ください。

- 注意事項**
- 保険料控除証明書は、毎年10月頃にご自宅へお送りします。
 - 配当金は、毎年2月末に届出口座に送金します。(※保険期間内の中途脱退者及び死亡、高度障害、障害保険金該当者は、配当金がありません。)
 - 案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
 - 一覧表に記載のコース等は令和6年募集時の内容等です。令和7年以降、変更の可能性がありますので、更新時に同封されるパンフレット等で最新の内容をご確認ください。
 - 令和7年1月以降の口座振替及び配当金に係るご案内等は、互助会ではなく業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱います。【NKS TEL:0120-129-128】

A 11月1日契約日の保険商品(当月払い)

- ・新がん保険A型
- ・新がん保険B型
- ・生きるためのがん保険Days1WINGS プラス

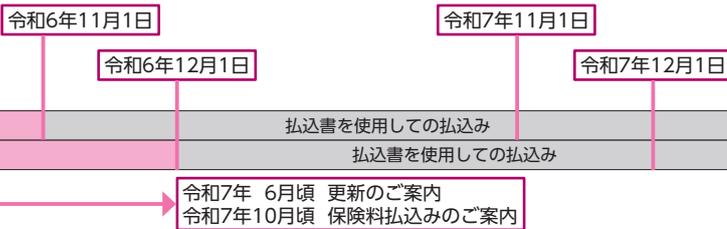
B 12月1日契約日の保険商品(前月払い)

- ・21世紀がん保険
- ・がん保険フォルテ
- ・ご契約者のためのがん保険フォルテ
- ・生きるためのがん保険Days
- ・生きるためのがん保険Days プラス
- ・新生きるためのがん保険Days
- ・新生きるためのがん保険Days プラス
- ・生きるためのがん保険Days1
- ・生きるためのがん保険Days1 プラス
- ・生きるためのがん保険Days1 ALL-in
- ・生きるためのがん保険Days1WINGS
- ・生きるためのがん保険Days1WINGS プラス

注意事項

- 生きるためのがん保険Day1WINGS プラスは、付加する既保障商品によって契約日が異なります。
- 保険料控除証明書は、毎年9月にご自宅へお送りします。
- 案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。

【代理店: 南海放送サービス(株) TEL: 0120-111-136】



Q 令和6年3月末で退職する予定です。共済グループ保険は、退職後も継続できますか？ また、来年も引き続き加入したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プランは、退職時に所属所を經由して未経過保険料を一括前納していただくことで、退職時と同じコースを保険期間終了(令和6年12月末)まで継続できます。ただし、療養給付プラン、長期療養給付プランは退職時点で脱退となります。

また、翌年については退職者コースへのコース変更手続きを必ずしていただくこととなります(令和7年1月からの保険は、退職時に加入していたコースの継続はできないため、退職時に加入していた保障金額の範囲内で新たにコース選択をしていただく必要があります)ので、上表の加入内容欄でコース内容をご確認いただき、次年度更新の案内文書(令和6年8月頃にご自宅あてに送付予定)の中に同封されている「加入申込書」に必要事項を記入・押印し、互助会までご提出ください。

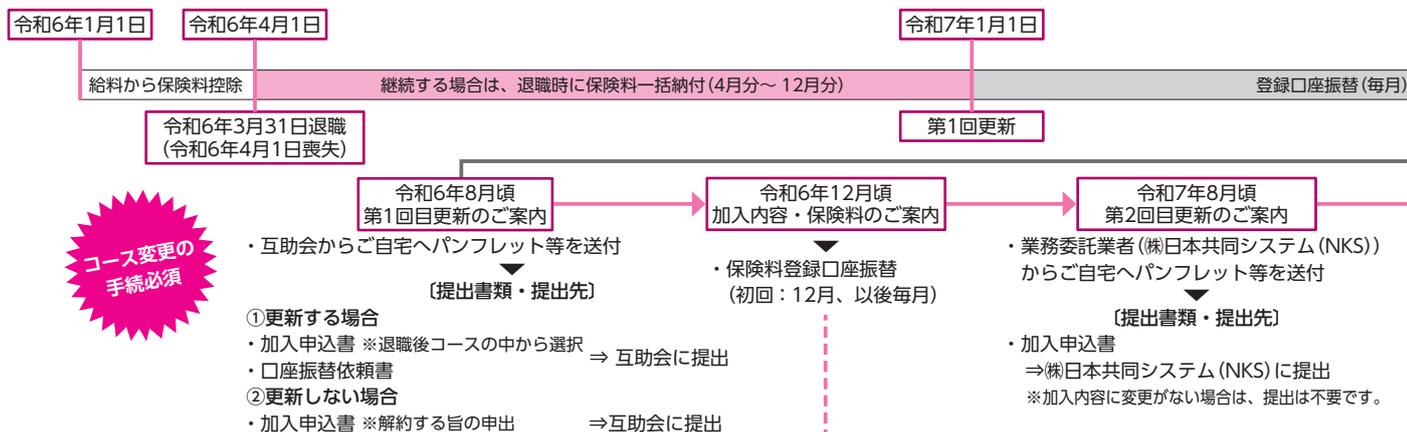
なお、令和7年1月以降の請求・更新案内等については、互助会ではなく委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱いますのでご注意ください。

厚生事業 ～ 共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金 ～

● 共済グループ保険について

現職のときは、毎月、給料支給時(賞与支給時含む。)に共済グループ保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括で納めていただきたいと思います。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、共済グループ保険は、**退職した翌年にコースの変更**をしていただく必要があります。**退職時に加入していた保障金額の範囲内でコースを選択いただく(増額や新規コースの追加はできません。)**ことになり、継続・脱退にかかわらず、互助会と直接書類のやり取りをしていただくこととなりますのでご注意ください。

◆ 共済グループ保険の退職継続加入等の流れ(令和6年3月31日退職の場合)◆



● 互助会積立年金について

退職をもって積立は終了しますので、加入されている方は、退職の際に一時金あるいは年金として受け取るかを選択してください。

① 年金受取コース(10年、15年、20年確定年金 ・ 10年、15年、20年保証期間付終身年金) ② 一時金受取コース

※Aは、退職時の積立額・払込年数によっては、選択できない場合があります。

● がん保険について

現職のときは、毎月、給料支給時にがん保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括(商品によって払込み月数が異なります。)で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、がん保険は退職時の加入内容で終身加入することができます。

◆ がん保険の退職継続加入等の流れ(令和6年3月31日退職の場合)◆



～ 互助会からの大切なお願い ～

退職された後は、基本的に会員の皆様と互助会が直接、書類のやり取り等を行いますので、届出事項に変更があった場合は必ずご連絡ください。

退職された方から、よくお問い合わせいただく内容について次のおり掲載していますので、ぜひご参考にさせていただきます。



Q

退職後に、引っ越ししました。何か手続きはありますか？

退職者医療給付事業に加入されている場合は、「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」(別紙様式退第5号)の提出が必要です。当該様式は互助会ホームページにも掲載していますが、互助会にご連絡いただきましたら返信用封筒を同封して送付させていただきます。また、市外や県外に引っ越された場合は、固定電話の番号が変更となる場合がありますので、当該報告書に記入をお願いします。できましたら、固定電話の番号だけでなく、携帯電話の番号もご記入いただければ幸いです。

併せて、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

共済グループ保険・がん保険に加入されている場合は、紙媒体による報告の必要はありませんが、互助会(退職後2年目からはNKS等)への電話連絡が必要です。お電話だけで、住所変更・電話番号変更等に対応させていただきますので、まずは互助会までご連絡ください。

がん保険・共済 グループ保険の 募集結果

がん保険(令和5年11月から適用)につきましては、令和5年6月7月に、共済グループ保険及び積立年金(令和6年1月から適用)につきましては、令和5年7月～9月にかけて募集いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、募集に当たりましては、公務ご多忙のところ、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆さまが在職中のみならず退職後におきましても安心して生活できるよう、また少しでも皆様のお役に立てるよう充実した制度にしたいと考えておりますので、ライフプランをご計画される際には、ぜひご検討ください。

なお、令和6年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況は下表「加入状況」とおります。

加入状況

(令和6年1月1日現在)

区分		加入者数(人)	保険金等(千円)	月額保険料(円)	
がん保険	会 員	2,030	—	6,600,185	
	組合員	9,484	121,456,000	33,435,956	
共済グループ保険	団体定期保険	配偶者	2,260	7,195,000	2,220,648
		子ども	895	2,489,000	323,570
		計	12,639	131,140,000	35,980,174
		ボーナスコース	2,944	26,000,000	30,217,740
	団体定期保険プラス	組合員	7,870	62,093,500	9,369,978
		配偶者	1,858	3,276,000	575,826
		計	9,728	65,369,500	9,945,804
		ボーナスコース	2,215	23,265,000	21,119,820
	療養給付プラン	855	69,503	1,806,708	
	長期療養給付プラン	26	2,092	72,157	
医療保障保険	組合員	2,779	10,810	5,645,288	
	配偶者	488	2,022	1,118,541	
	子ども	442	1,734	389,470	
	計	3,709	14,566	7,153,299	
医療費支援制度	組合員	4,982	127,450	2,433,732	
	配偶者	615	15,800	341,669	
	子ども	504	12,600	172,872	
	計	6,101	155,850	2,948,273	
重病克服支援制度(主契約)	組合員	3,771	5,598,000	4,874,796	
	配偶者	574	798,000	647,504	
	計	4,345	6,396,000	5,522,300	
傷害補償プラン	組合員	691	2,159	681,420	
	配偶者	37	111	32,190	
	子ども	64	192	55,680	
	計	792	2,462	769,290	
積立年金	月 払	一般型	198	555 口	1,110,000
		個年型	503	1,829 口	3,658,000
		計	701	2,384 口	4,768,000

共済グループ保険(団体定期保険)加入者推移



「共済グループ保険」

多くの方にご加入いただいています!!

毎年保険内容を見直すことで、加入者促進に努め、年々加入者が伸びている状況です。近年では、保険料率の変更・傷害補償プランの新設などを実施し、より加入しやすく保険内容を充実させました。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてきたこともあり、対面型の募集ができたことも大きく影響しているように思います。次期、募集の際はぜひご加入をご検討ください。

互助会の概況

(令和5年11月末現在)

- ・所属所数 44
- ・会員数 現職員数 23,042人
退職会員数 1,914人
- ・被扶養者数 16,777人
- ・標準報酬月額 305,164円

表紙によせて

「愛媛マラソン」松山市

第61回愛媛マラソンが2月11日に開催されます。愛媛マラソンは、第48回大会から、松山市の中心部と北条地域に至るコースに変更し、これまでに半世紀を超える歴史を積み重ね、全国でも人気の大会になっています。沿道からの途切れることのない温かい声援や、中学生・高校生をはじめ地域や医療関係者などボランティアの皆さんによる「おもてなし」こそが愛媛マラソンの魅力です。